

議案第69号

公の施設の区域外設置に関する協議について

茅ヶ崎市の公の施設を寒川町の区域内に設置することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

河童徳利ひろばの区域外設置に関する協議書（案）

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と寒川町（以下「乙」という。）は、公の施設の区域外設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により次のとおり協議する。

（目的及び設置）

第1条 甲は、地域に伝わる民話「河童徳利」を広く後世に語り継ぐこと、誰もが身近に感じることができること及びイベントや交流等を通じて多方面に発信しにぎわいの創出を図ることを目的として河童徳利ひろばを設置する。

（設置場所）

第2条 河童徳利ひろばの設置場所は、茅ヶ崎市西久保地内及び高座郡寒川町大曲四丁目地内（別添位置図及び区域図のとおり）とする。

（費用の負担）

第3条 河童徳利ひろばの設置及び管理運営に伴う費用は、甲の負担とする。

（維持管理）

第4条 河童徳利ひろばの維持管理は、甲が行う。

（管理運営）

第5条 河童徳利ひろばの管理運営については、茅ヶ崎市の条例、規則その他の規程に定めるところによる。

（相互協力）

第6条 甲及び乙は、河童徳利ひろばの設置について、相互に協力するものとする。

（その他）

第7条 この協議書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定める。

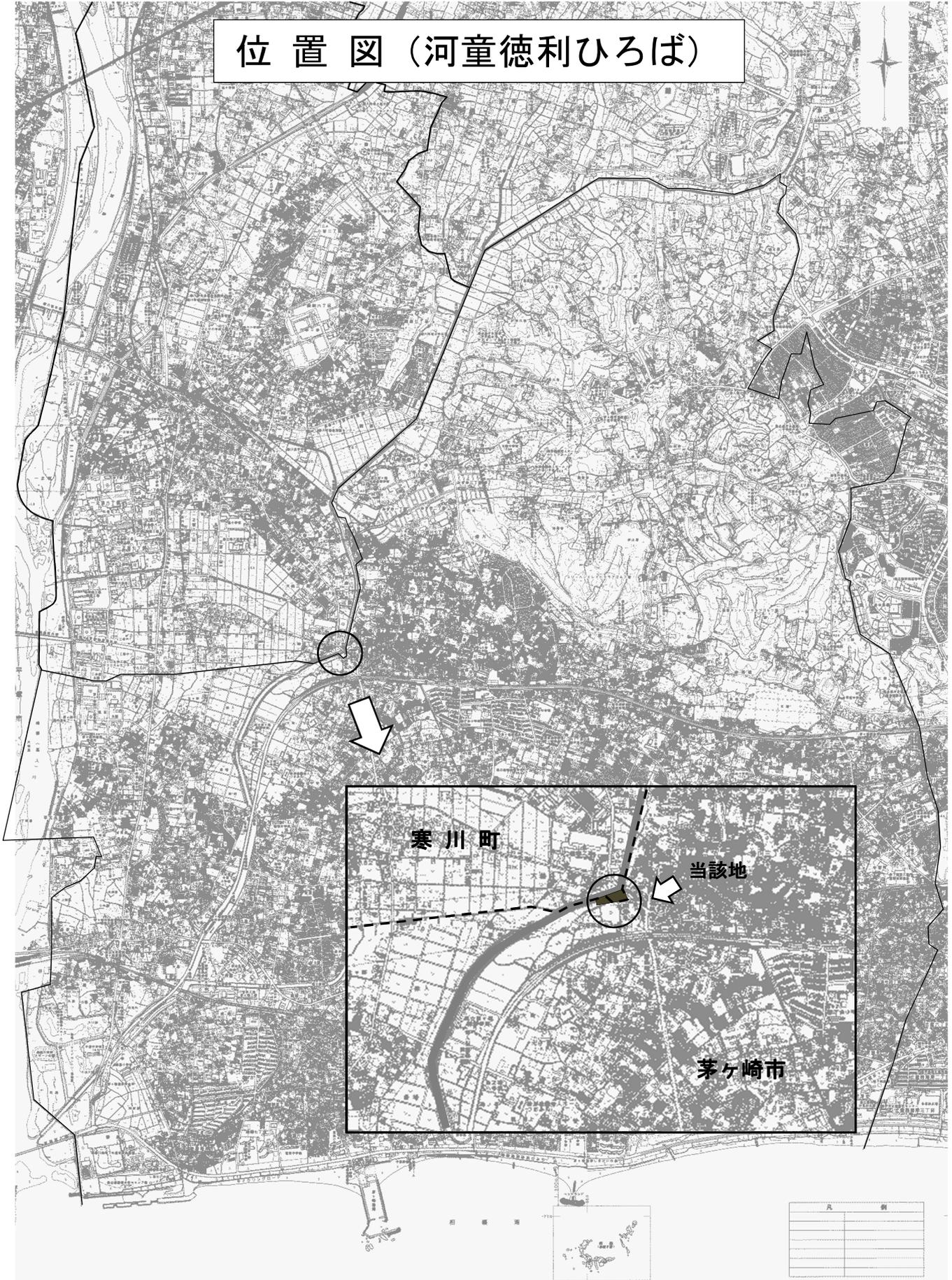
以上のとおり協議したことを証するため、本協議書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 佐藤 光

乙 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村 俊雄

位置図（河童徳利ひろば）



区域図（河童徳利ひろば）

